

事業再編ガイドライン、公表——経産省

去る7月31日、経産省は「事業再編実務指針」事業ポートフォリオと組織の変革に向けて（事業再編ガイドライン）を公表した（<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200731003/20200731003-1.pdf>）。

本指針は、特に「事業の切出し」に焦点を当て、①経営陣、②取締役会（特に社外取締役）、③投資家の3つのレイヤーごとに課題と対応の方向性を整理したうえで、事業の切出しを円滑に実行するための実務上の工夫について、ベストプラクティスとして示している。

経営陣の報酬設計について、中長期的な企業価値向上に資する事業再編に対し、経営陣に適切なインセンティブが働くよう、長期インセンティブ報酬の比率を高めること等が示されている。

取締役会・社外取締役

取締役会は、少なくとも年に1度は定期的に事業ポートフォリオに関する基本方針の見直しを行うとともに、経営陣に対し

も丁寧なコミュニケーションを取ることが期待される。

情報開示については、法定開示と任意開示の特徴を踏まえ、総合的な開示の充実を図っていくことが望ましいとされている。

実務上の工夫

事業の切出しの際に必要な経営陣の姿勢や従業員等の協力について、企業の取組み事例を交えて提示している。

切出し手法の選択の際には、手法ごとの特徴を踏まえ、会社や対象事業等の状況に応じて適切なものを選択することが求められるとしている。

法 務

社外取締役ガイドライン、公表——経産省

経産省

去る7月31日、経産省は、「社外取締役の在り方に関する実務指針（社外取締役ガイドライン）」を公表した（<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200731004/20200731004-1.pdf>）。

経産省が上場企業の社外取締役を対象に行ったアンケート調査とインタビューの結果およびコーポレート・ガバナンス・システム研究会での議論を踏まえ、社外取締役としての役割認

識や心構え、具体的な行動のあり方および会社側のサポート体制についてのベストプラクティスを整理し、取りまとめたもの。

また、本指針とあわせて、前記アンケート調査とインタビューをもとにした参考資料が公表されている。

社外取締役の5つの心得

会社法上の位置づけを踏まえ、ベストプラクティスとして、社外取締役の役割および心構えとして特に重要なものを5つ示

財務省法人企業統計調査

—令和2年1～3月期調査（確報）

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算数値を調査しているものです。なお、平成20年度調査より、金融業、保険業を含めた調査を実施しています。以下は、令和2年7月27日に発表した令和2年1～3月期（確報）の調査結果の概要です。

回答法人数 22,384社 (18,762社)
回答率 71.0% (70.6%)
() 書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高（金融業、保険業を除く）

製造業、非製造業ともに減収

売上高は、344兆5,897億円で、対前年同期増加率（以下、「増加率」という）は△7.5%となりました。

業種別にみると、製造業は△5.5%、非製造業は△8.3%となりました。

◆経常利益（金融業、保険業を除く）

製造業、非製造業ともに減益

経常利益は、15兆9,262億円で、増加率は△28.4%となりました。業種別にみると、製造業は△25.3%、非製造業は△29.6%となりました。

◆設備投資（金融業、保険業を除く）

製造業は減少、非製造業は増加

設備投資額は、15兆6,949億円で、増加率は0.1%となりました。業種別にみると、製造業は△5.3%、非製造業は2.9%となりました。

ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は14兆1,585億円で、増加率は△1.4%となりました。

令和2年1～3月期（確報）については、7月7日の回答期限に基づいて回収された調査票の推計結果を公表しております。

「速報」の回答期限は5月10日であり、「確報」は回答期限を延長したうえで、調査を実施いたしました。

前年同期増加率の推移（金融業、保険業を除く）

（単位：%、億円）

区 分	31.1-3	4-6	元-7-9	10-12	2.1-3（確報）	
売上高					(実 額)	
全産業	3.0	0.4	△2.6	△6.4	3,445,897	△7.5
製造業	1.1	△1.2	△1.5	△6.7	981,546	△5.5
非製造業	3.7	1.0	△3.1	△6.3	2,464,351	△8.3
経常利益					(実 額)	
全産業	10.3	△12.0	△5.3	△4.6	159,262	△28.4
製造業	△6.3	△27.9	△15.1	△15.0	46,228	△25.3
非製造業	18.4	△1.5	0.5	1.1	113,034	△29.6
設備投資					(実 額)	
全産業	6.1	1.9	7.1	△3.5	156,949	0.1
	(6.9)	(△1.7)	(7.7)	(△5.0)	(141,585)	(△1.4)
製造業	8.5	△6.9	6.4	△9.0	49,798	△5.3
	(8.4)	(△7.7)	(6.7)	(△10.1)	(45,233)	(△7.2)
非製造業	5.0	7.0	7.6	△0.1	107,151	2.9
	(6.1)	(1.8)	(8.4)	(△1.7)	(96,352)	(1.6)

（注）設備投資の（ ）書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には、調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省（財務局・財務事務所）への提出をお願いします。

なお、次回令和2年4～6月期の調査票の提出期限は令和2年8月11日、結果の公表は令和2年9月1日の予定です。

している。具体的には、「心得1」、「心得2」、「心得5」は、主として社外取締役の基本的な役割について、「心得3」、「心得4」は、こうした役割を果たすための心構えについて記載されている。

社外取締役としての具体的な行動のあり方

5つの心得で示した、社外取締役として期待される役割を果たすための行動のあり方について、社外取締役が関わる主な場面ごと（取締役会の実効性を高めるための働きかけ、取締役会、

指名委員会・報酬委員会の実効性評価、取締役会以外の場でのコミュニケーションなど）に具体的な対応例も挙げながらまとめられている。

会社側が構築すべきサポート体制・環境

社外取締役が役割を果たすためには会社側がサポート体制や環境を整える必要がある。このうち、特に重要なものとして、社外取締役への情報提供と外部の専門家を利用する際の費用面のサポートを挙げている。

会計

取締役報酬としての株式発行の開示案、示される——ASBJ

去る7月29日、企業会計基準委員会は第438回企業会計基準委員会を開催した。7月30日にASBJが公表した資料によると、主な審議内容は次のとおり。

取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱い

(1) 段階的に権利が確定する場合の取扱い
段階的に権利が確定する（事

① 権利行使期間開始日の異なるごとに別個のものとして会計処理を行う。

② 付与された単位でまとめて会計処理を行う。その場合、付与した単位で公正な評価額を、最後に到来する権利行使

会計・監査 カナメの要

財政状態とは何ですか

公認会計士
手塚 仙夫

財政状態という言葉は、よく耳にする言葉であるが、具体的に何かと聞かれると説明が意外と難しい。たとえば、国の財政状態が事実上破たん状態にあるということを聞く。ここでのポイントとは、国の借金が巨額であることを指している場合が多い。また、自治体の財政状態が破たんしたという場合は、税収が不足して日常の必要経費の支払が困難な状態をいう場合が多い。さらに企業においては、貸借対照表をイメージして財政状態という場合が多い。

態は、共通した要素を持つていて理解している。それは、収入と支出のバランスの問題である。国の借金が多いということは、税収より財政支出のほうが多い結果、不足する部分を借金で賄ってきたため、累積的に借金が膨れ上がり、これが象徴的に財政状態の悪化としていわれているのである。自治体の財政状態は、まさに収入と支出のアンバランスそのものを表現している。

上されるが、すべて現金預金として持っているわけではない。売掛金や棚卸資産あるいは固定資産等、複数の資産に分散して持っている。もし売掛金や棚卸資産に現金化できないものが含まれていれば、その分支払能力が小さくなる。固定資産も換金性に問題がある場合も多い。したがって、資産の本身に問題がないかどうか、慎重に検討する必要がある。また、負債もオペレーティングリースや債務保証等の薄外負債の存在も確認が必要である。さらに総資産に対する純資産の割合（自己資本比率）が低すぎても、前記のような問題が生じたときの負担能力に不安が残る。財政状態は、当該企業の総合力という観点からみておく必要がある。

（ここで3つの例を示したが、同じ財政状態という言葉でも、その意味合いは微妙に違う。国の財政状態では借金すなわち債務の大きさを指している。自治体の財政状態は、収入と支出のバランスを問題にしている。企業の財政状態は、資産、負債、純資産を包含した表現である。企業には、キャッシュ・フロー計算書というものがあ

そこでは、企業の場合はどうであろうか。貸借対照表に表されている資産、負債は、損益計算書やキャッシュ・フロー計算書にある収入、支出の結果、ある時点の財産（正の財産、負の財産）を表している。純資産はその資産、負債の差額であり、純資産がプラスであることは、負債（借金）を返済しても手元に財産が残ることを意味している。このように、財政状態という言葉は、収入と支出のバランスの状態を表すものといえる。

そこで企業の財政状態について考えてみる。純資産がプラス（資産超過）なので問題ないと判断する。それでよいのだろうか。負債は通常お金で支払うことになる。そのお金は、資産として計

（収入、支出）を示しているが、財政状態という場合、直接的には含まれないがお金の使い方という意味で参考になる場合がある。しかし、例示した3つの財政状

そこでは、企業の場合はどうであろうか。貸借対照表に表されている資産、負債は、損益計算書やキャッシュ・フロー計算書にある収入、支出の結果、ある時点の財産（正の財産、負の財産）を表している。純資産はその資産、負債の差額であり、純資産がプラスであることは、負債（借金）を返済しても手元に財産が残ることを意味している。このように、財政状態という言葉は、収入と支出のバランスの状態を表すものといえる。

そこで企業の財政状態について考えてみる。純資産がプラス（資産超過）なので問題ないと判断する。それでよいのだろうか。負債は通常お金で支払うことになる。そのお金は、資産として計

期間開始日の前日までの期間にわたって費用計上する。

委員からは、事務局提案について反対意見は聞かれなかった。

(2) 開示(注記)

開示については、ストック・オプション会計基準・適用指針における注記を基礎としたうえで、個々の注記項目を定めるアプローチを取ることで、図表のような文案が示された。

時価算定会計基準における投資信託の時価の算定

第433回親委員会(2020

年6月10日号(No.1580)情報ダイジェスト参照)にて示された事務局案に対して聞かれた意見を踏まえ、更新された提案が示された。

(1) 検討の範囲

インフラ投信信託については、主に不動産を対象とする投資信託を整理する際にあわせ検討する。

(2) 実務上の便法

海外の投資信託に対して実務上の便法を適用するに際しては、基準価格が著しく異なるらないと予想される時価算定日と基準価格の算定日との間の期間が短い(たとえば、1カ月以内)

場合に限り、時価算定日の直近の算定日における基準価格を時価算定日の時価とみなすことを認める。

リースに関する会計基準の

開発

第427回親委員会(2020年4月1日号(No.1574)情報ダイジェスト参照)にて、IFRS 16号「リース」と整合性を図る程度に関連して、「検討のためのイメージ」について議論が行われたが、その際に、今後の検討事項とされた論点のうち、次の(1)について検討が行わ

れ、そのうえで(2)、(3)のテーマについても検討が行われた。

(1) リースの定義

リースの定義についてはIFRS 16号の定義に合わせる。

(2) 所有権移転ファイナンス・

リースを改正リース会計基準の対象範囲に含めるか

(1)の提案とする前提で、対象範囲に含める。

(3) 所有権移転ファイナンス・

リースと所有権移転外ファイナンス・リースの区分

所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナ

(図表) 注記事項の文案

開示

18.次の事項を注記する。

(1) 本実務対応報告の適用による財務諸表への影響額

(2) 事前交付型について、取引の内容、規模及びその変動状況

① 付与対象者の区分(取締役、執行役の別)及び人数

② 付与数、当該会計期間中に権利不確定によって没収された株式の数、当該会計期間中の権利確定数、期首及び期末における権利未確定残数(当該企業が複数の種類の株式を発行している場合には、株式の種類別に記載を行う)

③ 付与日

④ 権利確定条件(付されていない場合にはその旨)

⑤ 対象勤務期間(定めがない場合にはその旨)

⑥ 付与日における公正な評価単価

(3) 事後交付型について、取引の内容、規模及びその変動状況

① 付与対象者の区分(取締役、執行役の別)及び人数

② 付与数、当該会計期間中の権利不確定による失効数、当該会計期間中の権利確定数、期首及び期末における権利未確定残数(当該企業が複数の種類の株式を発行している場合には、株式の種類別に記載を行う)

③ 付与日

④ 権利確定条件(付されていない場合にはその旨)

⑤ 対象勤務期間(定めがない場合にはその旨)

⑥ 付与日における公正な評価単価

(4) 付与日における公正な評価単価の見積方法

(5) 権利確定数の見積方法

(6) 条件変更の状況

証券

議決権行使助言会社への委任状 勧誘規則の改正、公表—SEC

去る7月22日、米証券取引委員会(SEC)は委任状勧誘規則の改正を決定した。2019年11月に改正の草案が公表され、意見が募集されていた。

米国の議決権行使助言サービス市場は、ISS(Institutional Shareholder Services Inc.)とグラスリスの2社の寡占状況にある。上場企業が2社の助言の影響の大きいことを懸念する一方で、多くの投資家は議決権行使助言会社からの情報の規制強化に反対していた。

SECは、「この改正は、議決権行使助言を受ける顧客が、より透明性があり、より正確で、より完全な情報を受領できることとの保証を意図している」としている。

改正の概要

改正の概要は次のとおりである。

仕様物件も含めて実質的に継続することができるよう、追加的な定めを設ける。

・議決権行使助言会社の助言は、原則として、勧誘に含まれるように勧誘(Solicitation)の定義を変更した。
・次の事項を議決権行使助言会社に要求する。

① 顧客に助言を提供したときまたはその前に、対象企業がその助言を利用可能にすること

② 議決権行使助言会社は、株主総会の前に、顧客が適時に議決権行使助言会社の助言に関する対象企業の文書を見ることができ、しくみを提供すること

適用関係

この改正により、議決権行使助言会社に対する規制が強化されることになる。

改正は、官報掲載の60日後に有効となるが、2021年12月1日までは適用されない。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年 7月22日	「新時代の株主総会プロセスの 在り方研究会」報告書	経済 産業省	株主総会における新たな電子的手段活用のあり方、および内外の制度整備や実務の積み重ねを踏まえたさらなる対話のための環境整備について、取りまとめられたもの。 https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/shin_sokai_process/20200722_report.html	—
2020年 7月29日	資本市場を通じた資金供給機能 向上のための上場制度の見直し について(市場区分の再編に係 る第一次制度改正事項)	東京証券 取引所	市場区分の再編を見据え、新規上場基準等や債務超過に係る上場廃止基準の見直しを行うもの。コメント期限は9月11日まで。 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20200729-01.html	—

金融

焦点となる消費税減税

内閣府は7月30日、日本経済の動向を示す2つのデータを発表した。1つは、2012年12月から始まった景気拡大局面が2018年10月で終焉し、翌11月からは下降局面に入ったことである。

もう1つは、今年1月に閣議決定した2020年度の政府の経済見通しの実質GDPプラス1.4%を、マイナスイナス4.5%に下方修正したことだ。新型コロナウィルス感染拡大がその理由となっている。

2021年度は前年度比プラス3.4%と予測しているの、来年度は一定程度の回復を見込んでいる。しかし、経済協力開発機構(OECD)が示した今年秋の感染拡大の第2波のシナリオを前提にすると、2020年度がマイナスイナス5.0%、2021年度がプラス3.0%になる、と注釈が入っているように、この予測自体は今後の状況によって大きく変わり得るだろう。

昨年10月に消費税の税率が10%に引き上げられた直後の10月12月期のGDPは、2次速報

な状況のもと、政府には、今の時期に本格的な経済政策を打ち出すことが求められる。

経済を再生するための有力な政策として、一部で消費税減税が注目されている。しかし、それに對し、政府や自民党は否定的な態度だ。

一方で、元内閣官房参与としてかつて安倍首相を支えた本田悦朗氏も消費税減税を有効な政策として支持するなど、今年後半は、消費税減税が政策の焦点となる可能性が指摘されている。

証券

コロナ禍による経済悪化で日本、正念場の夏

7月30日に発表されたアメリカの第2四半期実質GDPは前期比年率マイナスイナス32.9%と四半期の統計開始以来のマイナスイナス成長となった。この数字は、ほぼ市場の事前予想どおりであったこともあり、NYダウは0.85%の下落、S&P500は0.38%の限定的な下落となった。ナスダックにいたっては0.43%の上昇となった。

同日、EUの支柱ドイツも同時期のGDPを発表した。こちらも前期比年率換算で3割を超える減少幅となり、米以上のマイナスイナス成長ともいわれる。ドイツの代表的株価指数DAXは3.45%の下落と米市場の下落幅を上回った。ドイツの株価下落を受け、欧州主要市場の株価も2.3%下落を記録した。

一方、米市場の影響を受けやすいとされるアジア市場では、1日の取引時間中に株価が上下する市場が多く、明確な上昇は中国、下落は日本と分かれた。

実は、アジア市場のなかで、中国、韓国、台湾の3市場は、このところ株価堅調で、1月につけた今年の高値を上回るところまでできている。この背景には、3国が新型コロナウィルス感染拡大防止に功を奏し、経済への打撃を低く抑えているという市場からの評価があるとされている。

では、日本はどうか。4月6月期のGDP発表はまだだが、企業収益の第1四半期実績発表では、有力企業の利益半減や赤字転落が多発している。外出制限・自粛が長期化しており、「果敢も消費」といわれる分野を除くと需要・売上ともに減少している業界が多い。そこへ、円相場が円高ヘシフトする気配を強めており、円高を嫌う日本産業界に不安が広がっているとみられる。

さらに、感染第2波到来の様相が濃くなり、経済活動の規制緩和どころか、再度の緊急事態宣言発出を催促する声も強まっている。そうなると思えば、遅れ、株価も打撃を避けられなくなる。このため、この夏は日本経済、日本市場にとって正念場になるとの見方もある。